

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）が新たな財源確保のために、法人の資産を広告媒体として活用し、有料による広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の所有資産
- (2) 印刷物
- (3) ホームページ
- (4) その他理事長が認めるもの

(掲載できる広告の内容等)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法人の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 病院、診療所及び助産所に関するもの
- (6) あんまマッサージ指圧師、針師、きゅう師及び柔道整復師並びに法律の定めのない医療類似行為を行う業者に関するもの
- (7) 冠婚葬祭、仏具販売、墓石販売、墓地、霊園等に関するもの
- (8) 美容及び健康食品等に関するもの
- (9) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (10) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (11) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (12) 法人が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (13) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (14) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (15) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (16) その他掲載する広告として適当でないと理事長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに理事長が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集等)

第5条 理事長は、申込期間等必要事項を定め、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。ただし、必要に応じて、掲載対象者を選定して直接依頼することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする廣告案を添えて、理事長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 理事長は、前条に規定する申込みがあったときは、申込期間終了後、審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一の広告募集枠に、第4条に規定する広告の掲載順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、公開による抽選により決定する。
- 3 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により、その結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定により、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を理事長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第9条 掲載した広告の内容及び維持管理に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、掲載した広告について、理事長から、内容の修正又は破損、汚損等をした場合の修復等を求められたときは、自らの負担で速やかにこれを行わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告媒体の運用上支障があるとき。
 - (2) 広告主が理事長の指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第3号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第11条 理事長は、広告掲載料が納付された後に広告主の責めによらない理由により、広告が

掲載できなくなったときは、当該広告掲載料を返還する。

2 理事長は、広告掲載決定後、広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料を返還しない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条）

広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称） 印

（※法人の場合は代表者名の記載及び代表者印の押印をお願いします。）

電話番号

メールアドレス

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター有料広告掲載要綱第7条の規定により、広告の案を終えて、下記のとおり申し込みます。

なお、本申込みに際し、掲載した広告に関する問合せに対し、本申込書に記載した申込者及び対応責任者に関する情報を提供することに同意します。

記

1 広告媒体（いずれかに✓をしてください。）

- 所有施設 印刷物 ホームページ その他

2 広告の内容

3 添付書類（会社等の概要が示された資料（会社概要、パンフレット等））

※資料の提出が困難な場合は業務内容（製品名等）について記入してください。（別紙可）

4 この広告に関する問合せへの対応責任者（いずれかに✓をしてください。）

- 申込者と同じ

氏名： 電話番号：

メールアドレス：

第2号様式（第8条第3項）

年　月　日

様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
理事長

印

広告掲載可否決定通知書

年　月　日付けで申込みのあった広告掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 可とする。

(1) 広告媒体

(2) 広告の内容

(3) 広告掲載の方法

(4) 広告掲載料金

円

(5) 広告掲載料の納入

年　月　日までに同封の請求書により、お支払いください。

2 不可とする。

(理由)

第3号様式（第11条第2項）

年　月　日

様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
理事長

印

広告掲載決定取消通知書

年　月　日付けで決定のあった広告掲載について、下記の理由により決定を取り消したので、通知します。

記

取消の理由